

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和元年5月9日（木） 13時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・稲生高校普通科自動車工業類型の企業実習（発表）

質疑事項

- ・定例会の議題について（懲戒処分の方針の一部改正について）
- ・定例会の議題について（議決事項の訂正について）

発表項目

（教育長）

まず、私の発表項目は一件です。稲生高等学校自動車工業類型の生徒の企業実習についてということです。稲生高等学校の普通科では、生徒の関心や進路実現を見据えて、2年生から少人数授業や科目を選択できる類型制を導入しています。

稲生高校は、地域からの工業系人材育成の要請を受けて、平成29年度の入学生から、モータースポーツ類型を自動車工業類型に名称変更して、「工業」の専門科目の単位数を旧カリキュラムの6単位から16単位に充実させ、より専門的な学習ができるようカリキュラムを変更しています。

29年度の入学生は、新カリキュラムに基づいて、2年生の時に自動車整備士の方から授業の中で指導を受ける等、校内での学習を中心に組み立てました。今年度は、3年生になりましたので、より実践的な技術を身に付けるため、校外での取組として企業実習を開始いたします。

3年生には、ものづくりの現場を肌で感じることで、職業知識や技術・技能を学ぶだけでなく、コミュニケーション能力や粘り強さ、変化への対応力や協調性など職業的自立に向けて必要となる能力を身に付けてほしいという風に思っております。

実習先としては、資料にもありますが、鈴鹿市内の8社の企業にご協力いただけることとなりました。実習先の企業には、1社あたり2名の生徒の受け入れをしていただきます。

期間は、5月16日から11月28日までの、毎週木曜日の午後1時から3時の時間帯で全16回の実習を予定しております。現在、生徒は事前学習として実習先企業の研究を進めているところです。

今回の実習の一例を紹介します。フヂイエンジニアリング株式会社では、3年前から三重大学と連携して、学生が設計したパーソナルモビリティ、一人乗りのコンパクトな移動支援機器ですけれども、これの製作に取り組んでおられます。稲生高校の生徒についても基本的な技術を身につけた後、このパーソナルモビリティの部品の製作にもかかわる予定だという風に伺っているところです。

平成29年度のカリキュラム変更後、企業において長期間の受入れとなる現場実習は今回が初めての取組となります。学習をとおして、地域の企業で活躍できる人材を育成していきたいと考えておりますので、5月16日（木）から始まる企業での実習の様子を、取材していただければ幸いという風に思っております。

ただ、お手元の資料のとおり、実習内容とか実習場所の都合により取材できないという場合もございますので、取材の際は、事前に稲生高校の方にご連絡をいただきたいと思っております。

発表項目に関する質疑

○稲生高校普通科自動車工業類型の企業実習（発表）

（質）実習先が8社とありますが、8社の選定理由は何でしょうか。

（答）鈴鹿市とも色々コミュニケーションを図りながら、元々地元から工業系の人材を育成してほしいと要請があったので、地元の鈴鹿市とどんなところの企業がいいのだろうかとか相談しながら決定したというのが事実です。企業を応募してどうですかということではない、という意味です。

（質）フヂイエンジニアリングでは、パーソナルモビリティの作成に生徒が取り組むということですが、他の企業は別の取組があるということですか。

（答）実際の企業現場へ出て行って実習をするのは初めてですので、加工ですとか、ちょっと試作に関わらせてもらうとかであり、特に特筆すべきこんなことを新たにやるということではありません。普通の企業の製造ラインの中に入れていただいて、そこで一緒に勉強しながら、指導者から指導を受けながらやっていくのが、この企業実習の内容でございます。

（質）これまでも校内にエンジニアを招いての授業を行ったとおっしゃっていましたが、企業に生徒が出向いて実習することに関して、旧プログラムと今回の新しく取り組んだことの大きな違いというのは何でしょうか。

（答）まず、普通科なんですね。普通科で類型ということですが。工業高校とか商業高校なら、生徒自身が選択した学校なので、工業系・商業系ということであれば他にもあるのですが。全く経験のないところで企業実習という形をとりますので、私自身も不安なところがあるんですけど、座学といいますか来てもらって話を聞いて説明を受けてというよりは、自分の手で触りながらラインに加わるというのは、どういう風にしてその製品が出来上がっていくかという過程も見ることができますし、自分で体験できると大きな意味があるのではないかと考えます。

その他の項目に関する質疑

○定例会の議題について（懲戒処分の指針の一部改正について）

（質）昨年1年間で懲戒処分になった職員の数はいくつですか。

（答 教職員課）14件、14名です。

(質) そのうち、その14名の懲戒処分の種類の内訳は。

(答 教職員課) 免職4件、停職4件、減給6件で、14件でございます。

(質) 指針の一部改正はなぜこの時期に、こういう改正するに至ったのかという経緯と、人事院の方の改正内容とかも反映したとありますが、人事院の指針との関係性も含めて。それと教育長の思いもお願いします。

(答) まず、経緯ですけれども、昨年度は、障がい者雇用率の算定誤りとかそういうこともございましたし、色んな起きてはならないこともたくさん起きたということもございまして、知事部局も4月1日からの施行ということで改正をされておりますので、それにあわせて教育委員会でも考えたというのが経緯でございます。なぜこの時期かということなんですけれども、昨年度教育委員会では事案が多かったということも事実でございますので、そこをどういう風にしていけばいいのかというのは人事院にもお聞きしたり、他県の動向ももう一回聞いたりして、そこに時間をかけて熟慮して参りましたので、知事部局よりは遅れて今の時期になったのが一つ目の質問でございます。

それから、人事院の改正内容の反映なんですけれども、人事院の内容、知事部局の改正内容にあわせた内容になっています。

それから、私の思いですけれども、体罰でありますとかわいせつにつきましては、教育職員独自にということで、特に免職も含めて、知事部局より先に免職を設けて厳しく、厳罰化してきたところでございます。ところが、ああいうことが続けて起こってしまったというのがありますので、処罰も大事なことではあるんですけど、行動に移しながら絶対に起こさないということを私たちも言い続け、自分たちも意識し続けて、学校ごとにきちんと根絶するというのを、何回もお互い言い合いながら、完全にゼロにしたと言えるようにやっていきたいということが、うまい表現ではないですが、正直な思いです。

(質) この前の知事部局の改正とは異なる、独自の改正点はありますか。

(答) 結果的にといいますか、今回定例会で認めてもらった内容について、独自に厳しいもの、あるいは甘いものは新たにはございません。

(質) 知事部局より遅れたということが、見える形として表れている部分はどこですか。

(答) 事務局の中でも、慎重に、たとえ結果が同じになるにしても、県民の皆さまにもあんなにも信頼を損ねることをしてしまったので、知事部局が出したから「はい、じゃあ続いて」ということではなく、もう一回聞き直したうえで、きっちり整理してうえで改正したいということで、結果的には同じであったかもしれませんが、独自性を出すために期間をおいたということではございません。非常に慎重に検討して参りました。法曹関係者にも聞いたり、国にも聞いたり、色んな形で試みた結果がこの結果となりました。

(質) 知事部局や県警と比べて教育委員会の障がい者雇用率の算定誤りは深刻であったと思いますが、障がい者雇用率の算定誤りを踏まえた対応策は今回の改正に盛り込まれているのですか。

(答) コンプライアンスのところに免職というのが知事部局にもあると思います。最も深刻であったのは教育委員会という自覚はございますが、知事部局、警察、教育委員会三者揃ってのコンプライアンスの会議に、教育委員会の課長も参加してやらせていただいていますので、そこについてはそれを踏まえたものであるということで、教育委員会も同じ内容のものとなっています。

(質) 具体的には、どの部分の記述となりますか。

(答 教職員課) 具体的な改正点を申し上げます。「一般服務関係」に「公文書の不適正な取り扱い」を加え、公文書の偽造、虚偽の公文書の作成等行った場合に、「免職又は停職」となる「標準例」を設けました。

(質) 今おっしゃられたのは、障がい者雇用率の算定誤りを受けて知事部局が定めたというよりは、人事院の改定に沿ったものではないか。

(答) 人事院の改定にも沿っております。

(質) そうすると、障がい者雇用率の算定誤りで、独自の改正点はあるか。

(答) 教育委員会自身、障がい者雇用率の算定誤りを非常に重く受け止めているのは事実でございますので、「公文書の不適正な取り扱い」の中に意識としてきちっと含まれているという意味合いで、ここに付け加えたと言いますか、入れたものです。質問に対する答えにはなっていなかったとは思いますが、その独自性ということよりは、「公文書の不適正な取り扱い」の中にそういう意識をもって新たに入れ込んだということで理解いただければと思います。

(質) 指針の一部改正により、罰則を厳しくすることで、不祥事の発生の抑止を期待するというものでよいか。

(答) コンプライアンスのことはこれまで書いてありませんでしたので、ここにきちっと入れ込んだということは「厳罰化」と捉えてもらってもいいです。ただ、やってはいけないことであるとか、不祥事に対するスタンスはこれまでと変わりません。だから、指針に明記したことをとらえて「厳罰化」といっていいのかは、若干言葉として適当かどうかということはあると思いますが、こういう風にきちっと入れ込んだことは「厳罰化」と書いていただいて結構です。

○定例会の議題について（議決事項の訂正について）

(質) 議決事項の訂正は名前が違ったとのことですが、経緯を教えてください。

(答 小中学校教育課) 先方から連絡いただいた名前に誤りがございまして、そのまま記載した訳ですが、今後はこちらで作成した資料を先方に確認いただく等して再発防止を徹底します。

(質) これはご本人からいただいた情報ですか。

(答 小中学校教育課) 団体からいただいた情報に誤りがありました。

(質) これはどのような経緯で発覚して、どのような対応をしたのですか。

(答 小中学校教育課) 担当者が団体と連絡を取る中で名前が違うことを、団体からご指摘をうけて発覚しました。

(答) 電話のやりとりの中で漢字を一字ずつ口頭で確認しながら名前を伺ったのですが、実際に文字にしてお返したところ、違うということで、今回訂正の議決していただいたというのが実態でございます。なので、課長が申しあげましたように、どんなに時間がなくてももう一度書いた文字を、もう一度返さなければならないのですが、これもコンプライアンスの一つですけれども、それが抜けていたというのは事実です。

(質) どちらの責任かというのは置いておいて、事務処理ミスであったり、不祥事に繋がりにかねない問題だと思います。こういった問題をどういう風に捉えて、どういった対策が考えられますか。

(答) 先ほど言いましたように、基本的な事柄であっても、きちんと、本当に最低限しなければいけない文字での確認。このことに限らず、全て戻して確認するように徹底しました。

(質) 全て戻してというのは、どこに戻してということですか。

(答) これは、電話で聞き取ったものではなく、今回の場合ですと文字に書いたうえで、FAXで送ってこれでよろしいかと確認する、情報の出元へ確認するということです。当たり前のことなんですけれども、改めて認識を深めましたので、きちんと訂正事項としてあげようということで、議決事項としてあげさせていただいた次第です。

(以上) 13時20分 終了